

約48%*1
割引適用

園児総合補償制度

団体総合生活保険

＝ 園児24保険・24時間補償 ＝

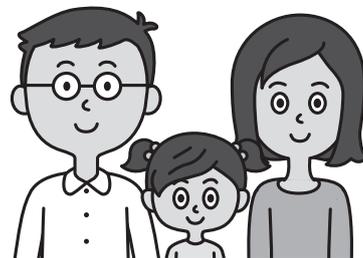
24時間安心な生活を補償する《園児総合補償制度》をおすすめします

- 全日本私立幼稚園PTA連合会ならではの割引が適用されて保険料が割安です!!
- 医療に関する相談ができる「メディカルアシスト」や「デイリーサポート」等が付帯されております!!
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波などによるケガについても補償されます!!
- 救済者費用等補償・育英費用補償が付帯されております!!
- 個人賠償責任補償は国内での事故に限り示談代行サービス付きです!!全国各地の自転車条例にも対応しています!!
- 一度お申込みいただくと原則卒園まで自動更新となります。

加入依頼者および被保険者

この保険は、全日本私立幼稚園PTA連合会に加盟しているPTA、母の会、保護者の会に所属する会員の方を加入依頼者（保護者の方）とし、被保険者（保険の対象となる方）はその家族である園児が対象となります。

※幼稚園だけでなく、認定こども園の方も対象です。



*1 団体割引30%・損害率による割引25%が適用されています。（天災危険補償特約には損害率による割引は適用されません。）

Webでの加入手続き締切日 3月31日(月)

更新の方については、今年度の募集パンフレット記載の内容に同意いただける場合、お手続きは不要です。（加入手続き締切日までにご加入者からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等と同様の内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。）

〔ご加入内容に関する大切なお知らせ〕

ご加入・更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」を必ずご確認ください。

また、更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認ください。万一、誤りがありましたら、地区サービス取扱代理店までお問い合わせください。よろしくお願いいたします。

今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容等の主な改定点は後記「団体総合生活保険商品改定のご案内」とおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

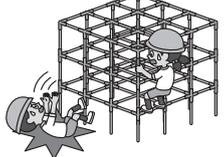
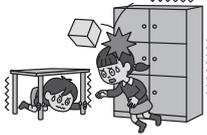
全日本私立幼稚園PTA連合会
全日本私立幼稚園連合会

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

園児総合補償制度（園児24保険）の内容

以下の場合に保険金をお支払いします。

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、このパンフレットのP.8掲載のQRコードまたはURLからご覧ください。

<p>病気の補償</p>	<p>● お子様が病気になられた場合 園児が病気の治療のため1泊2日以上入院、手術や放射線治療を受けた場合に補償します。ただし、同一の病気による入院は60日が限度となります。 ※ご加入が最初の保険契約（初年度契約といいます。）の支払責任の開始日より前に被っている疾病については保険金のお支払い対象とはなりません。ただし、初年度契約の支払責任の開始日より前に被っている疾病についても、初年度契約の支払責任の開始日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払い対象となります。（継続契約の場合に限ります。） ※先天性疾患については加入後の診断の場合も対象外となります。</p>
<p>ケガの補償</p>	<p>● お子様がケガをされた場合 急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされたときに死亡・後遺障害、入院、手術、通院保険金が支払われます。 園児の園でのケガはもちろん、おうちに帰ってからや休日のケガも補償します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>三輪車で転倒した</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>通園中に車にはねられた</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>遊具から落下した</p> </div> </div>
<p>特約補償</p>	<p>● 天災危険補償 天災（地震もしくは噴火またはこれらによる津波など）によって生じたケガによる園児の死亡・後遺障害、入院、手術、通院保険金を補償します。</p> <div style="text-align: right;">  <p>地震でケガをした</p> </div>
	<p>● 細菌性食中毒等補償 有毒ガスまたは有害物質による急性中毒、細菌性食中毒等による園児の死亡・後遺障害、入院、手術、通院を補償します。 細菌性食中毒等とは、ボツリヌス菌、サルモネラ菌、病原性大腸菌、黄色ブドウ球菌等による細菌性食中毒およびノロウイルス等によるウイルス性食中毒をいいます。</p>
	<p>● 特定感染症危険補償 特定感染症（O-157を含みます）による後遺障害、入院、通院を補償します。（死亡保険金・手術保険金はお支払いの対象となりません。） ※特定感染症の定義については、後記「補償の概要等」をご確認ください。地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症はお支払いの対象となりません。</p>
	<p>● 熱中症危険補償 熱中症（日射または熱射による身体の障害）による園児の死亡・後遺障害、入院、手術、通院を補償します。</p>
<p>注目</p> <p>育英費用補償</p>	<p>● 扶養者に万一のことがあった場合 ※あらかじめ扶養者を指定していただきます。 扶養者のケガによる死亡・重度後遺障害により園児が扶養者に扶養されなくなった場合に、保険金（一時金）をお支払いします。 ※地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。</p>
<p>自転車条例対応 個人賠償責任補償</p>	<p>● 園児や家族が他人に損害を与えた場合 日常生活における偶然な事故により他人にケガまたは物損を与えてしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物（受託品）を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負ったときに保険金が支払われます。 園児本人だけでなく、そのご家族（同居の親族等）も保険の対象になります。 ※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※自動車等の所有、使用などに起因する賠償事故は補償の対象とはなりません。 ※物損事故の場合は、被害にあった物（被害者の方の衣服や携行品、建物、家財等）の損害額をお支払いいたします。 被害にあった物の修理費がその物の価値（時価）を上回る場合には、その価値の金額が限度となります。 ※携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は受託品に含まれません。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>母がデパートで売場の商品をこわしてしまった</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>自転車で走行中、歩行者と接触しケガを負わせた</p> </div> </div>
<p>救援者費用補償</p>	<p>● 園児が入院し、保護者が駆けつけた場合 国内外において急激かつ偶然な外来の事故により緊急の捜索・救助活動を要する状態となった場合や、ケガにより3日以上入院した場合等に、園児またはその親族等が捜索費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合に保険金をお支払いします。</p> <div style="text-align: right;">  <p>ケガで3日以上入院することになり、家族に駆けつけてもらうことになった</p> </div>

加入タイプ
A・B
のみ

保険金額・保険料

おすすめします!

		A *1	B *1	C	D
年間保険料		20,000円	15,000円	12,000円	8,000円
病気の補償	入院医療保険金日額*2 (60日限度)	4,500円	4,000円	—	—
ケガの補償	入院保険金日額*3 (1事故180日限度)	3,500円	3,500円	3,500円	2,000円
	通院保険金日額 (1事故90日限度)	2,500円	2,000円	2,000円	1,500円
	死亡・後遺障害保険金額	311万円	288万円	257万円	186万円
育英費用補償	育英費用保険金額	1,400万円	700万円	500万円	200万円
個人賠償責任補償	個人賠償責任 (1事故あたり) (免責金額なし) *4	国内 3億円 国外 1億円	国内 1億円 国外 1億円	国内 1億円 国外 1億円	国内 1億円 国外 1億円
救援者費用等補償	救援者費用	100万円	100万円	100万円	100万円

注目

上記保険料は、団体割引30%・損害率による割引25%（全体で約48%）を適用した保険料です。（天災危険補償特約（職種別Aの場合）には損害率による割引は適用されません。）

（ご注意）・前年度の事故発生、保険金支払状況によっては、保険金額を調整させていただくことがありますので、あらかじめ、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

・お様が継続的に職業に従事している場合は、保険料が異なることがありますので、代理店にお問い合わせください。

・放射性物質等による事故は、お支払いの対象となりません。全プランにおいて、地震および噴火またはこれらによる津波によるケガも補償します。

*1 0歳児はAタイプ・Bタイプにはご加入いただけませんので、CタイプもしくはDタイプにご加入ください。

*2 病気の補償の手術保険金のお支払い額は、入院医療保険金日額の10倍（入院中の手術または放射線治療（血液照射を除きます。放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。）または5倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして（「時期を同じくして」とは、「手術室に入ってから出るまで」をいいます。）2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。

*3 ケガの補償の手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*4 記録情報の損壊については500万円が限度となります。

●4月1日以降にご加入手続きした場合、保険料は下表のとおりとなりますのでご注意ください。

補償開始月	A	B	C	D
	円	円	円	円
4	20,000	15,000	12,000	8,000
5	18,330	13,740	11,000	7,330
6	16,670	12,500	10,020	6,680

*4月1日（月）以降にご加入手続きをした場合は、設定いただいた「加入者保険期間開始日」の午前0時（2025年4月1日以降）から補償開始となります。「加入者保険期間開始日」は、アクセスした日の翌日以降、最大で3カ月先（または満期日前日）まで選択できます。

*中途加入の場合の保険料は、補償開始月によって異なります。7月以降の保険料はお客様ご自身で設定いただいた「加入者保険期間開始日」、選択したプランから機械算出され、お手順画面に表示されます。

保険の対象となる方（被保険者）について

【保険の対象となる方（被保険者）ご本人】としてご加入いただける方】

「保険の対象となる方（被保険者）ご本人*1」としてご加入できる方は、全日本私立幼稚園PTA連合会に加盟しているPTA、母の会、保護者の会に所属する会員の方を加入依頼者（保護者の方）とし、その家族である園児の方（入園手続きを終えた方を含みます。）となります。

【保険の対象となる方（被保険者）の範囲】

それぞれの基本補償について、保険の対象となる方は、以下のとおりです。

- 子ども傷害補償・救済者費用等（本人型）… ご本人*1
- 個人賠償責任（家族型）…………… ご本人*1、ご本人*1の配偶者、ご本人*1もしくは親権者またはご本人*1の配偶者の同居のご親族*2、ご本人*1もしくは親権者またはご本人*1の配偶者の別居の未婚*3のお子様

- ※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
- ※個人賠償責任については、ご本人*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含まれます（代理監督義務者については、ご本人*1に関する事故に限ります。）。
- また、ご本人*1以外の上記の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者（責任無能力者の配偶者または親族に限ります。）も保険の対象となる方に含まれます（責任無能力者に関する事故に限ります。）。
- ※育児費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書等の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。
- 原則として、扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり（保険の対象となる方が成年に達した場合を除きます）、かつ、保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。

- *1 加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者・ご本人）」として記載された方をいいます。
- *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます（配偶者を含みません。）。
- *3 これまでに婚姻歴がないことをいいます。

【保険の対象となる方（被保険者）について】における用語の解説】

配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚約とは異なります。）。

- ① 婚姻意思（戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。）を有すること
- ② 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

保険期間

2025年4月1日(午後4時*1)*2より2026年4月1日(午後4時)*3まで

- ※ 卒園（*4）まで原則自動更新となります。
- *1 新規加入者については午前0時となります。
- *2 4月1日（月）以降に加入のお手続きをした場合は、設定いただいた「加入者保険期間開始日」の午前0時（2025年4月1日以降）が補償開始日となります。
- *3 中途加入の場合でも、上記保険期間終了日までとなります。
- *4 お申込時にご申告いただいた卒園予定年次となります。

お申し込み方法

同封のweb加入手続きのご案内をご参照いただき、加入お手続きサイトよりお申し込みください。
保険料については、4月1日始期・更新契約は口座振替にて6月27日（27日が土日祝日の場合は翌営業日）に引落としとなります。
中途加入の場合は、設定いただいた「加入者保険期間開始日」の翌々月27日（27日が土日祝日の場合は翌営業日）に引落としとなります。
なお、お申込みいただいたご加入内容は、手続き完了後に届く受付完了メール記載の「団体保険ご加入者向け専用情報サイト」のURLからご確認ください。

事故例のご紹介

※下記はご契約当時の保険金額に基づきお支払いした事例です。

〈傷害事故〉

事故内容	支払保険金
園児が歩道に乗り上げてきた車に衝突され死亡した。	2,219,200円 (死亡保険金としてお支払い)
園児が海外旅行中に親が目を離れた際に迷子になり、プールの中のすべり台でおぼれてしまった。結果、四肢麻痺となった。	3,810,800円 (後遺障害・入院・通院保険金としてお支払い)
園児が自転車の後ろに乗っている際、右足が後輪にはさまり、足を挫傷。	159,600円 (通院保険金としてお支払い)

〈賠償事故〉

事故内容	支払保険金
自宅の洗面所を詰まらせて階下を水浸しにした。	2,430,076円 (修理費としてお支払い)
園児が自転車で走行中、歩行者と衝突し、顔面陥没骨折のけがを負わせた。	1,565,260円 (治療費としてお支払い)
園児が投げた石が、駐車中の車両のフロントガラスにぶつかりヒビが入ってしまった。	118,933円 (修理費としてお支払い)
園児がスーパーのカートを店内から外へ戻す際に自動ドアに衝突し、ガラスを破損してしまった。	115,500円 (修理費としてお支払い)

付帯サービス **全タイプに自動セットされますので、ぜひご利用ください!!**

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！ 東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承ください。

・メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1: 24時間365日

☎ **0120-708-110**

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。
※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

・介護アシスト

自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間:

いずれも
土日祝・
年末・年始を除く

・電話介護相談 : 午前9時～午後5時
・各種サービス優待紹介 : 午前9時～午後5時

☎ **0120-428-834**

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入手手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

・デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間: 法律相談 : 午前10時～午後6時
税務相談 : 午後2時～午後4時
社会保険に関する相談 : 午前10時～午後6時
暮らしの情報提供 : 午前10時～午後4時
いずれも
土日祝・
年末・年始を除く

☎ **0120-285-110**

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご注意ください

(各サービス共通)

・ご相談のご利用は、保険期間中に相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。

・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。

・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。

・メディカルアシスト、介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なりです。

*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

MEMO

MEMO

●重要事項説明書・補償の概要等の内容については、右のQRコードまたは以下のURLからのアクセス先に掲載の重要事項説明書・補償の概要等よりご確認ください。(重要事項説明書・補償の概要等は印刷またはダウンロードし、保管されることをおすすめいたします。)
※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



URL <https://kaijoshoji.co.jp/insured/group-2025/zennichi24juu-gai.pdf>

●重要事項説明書・補償の概要等の書面をご希望の方は裏表紙記載の取扱代理店までご連絡ください。

団体総合生活保険商品改定のご案内

改定ポイント

改定項目	概要
「個人賠償責任補償特約」「個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約」における「ドローン」の取扱いの明確化	「ラジコン模型」に含めて取り扱っている「ドローン」について、分かりやすさの観点から、保険の対象等に含まれないことを明確化します。
「個人賠償責任補償特約」における道路交通法改正に伴う改定	新たなモビリティの定義やその交通方法が整備された道路交通法の改正を踏まえ、「原動機付自転車」の定義や「移動用小型車」「遠隔操作型小型車」の取扱い等を明確化します。

このご案内は、2024年10月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

保険料控除制度についてのお知らせ

園児総合補償制度(園児24保険)の加入タイプA・Bのうち入院医療保険料のみ「生命保険料控除(介護医療用)」の対象となります。控除証明書が必要な方は、取扱代理店または弊社までご連絡ください。10月頃より受付開始です。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、お問合わせ先までご連絡ください。

この保険は、全日本私立幼稚園PTA連合会をご契約者とし、全日本私立幼稚園PTA連合会の構成員等を被保険者とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として全日本私立幼稚園PTA連合会が有します。

もし事故が起きたときは

【事故発生際の連絡先】

加入者票の
QRコードから

ケガの補償、病気の補償は、加入者票のQRコードから事故報告ができます。

お電話で

事故受付専用フリーダイヤル

0120-720-110 事故受付センター(東京海上日動安心110番)

マイページから

下記QRコードからマイページをインストールしてください。

※ケガの補償のみ

Step 1

マイページアプリの
Webサイトに、
スマートフォンからアクセス



Step 2

Webサイトのリンクから、
アプリをインストール*
※直接App StoreまたはGoogle Playから「東京海上日動
マイページ」と検索してインストールすることもできます。

iPhoneの方



Androidの方



*App StoreはApple Inc.の商標です。Google PlayはGoogle LLCの商標です。

PCやインターネットブラウザからご利用の場合は東京海上日動もしくは東京海上日動あんしん生命のホームページからアクセスをお願いします。

〈マイページでできること〉

加入中の契約内容が
一目でわかります

事故の連絡・保険金請求が
スムーズにできます

お問い合わせ先

地区サービス取扱代理店

引受保険会社
東京海上日動火災保険株式会社

担当課(支社)

制度取扱幹事代理店 海上商事株式会社